

公益財団法人足立区体育協会 顕彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人足立区体育協会（以下「体協」という。）が体育・スポーツ功労に
関して行う顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象)

第2条 顕彰の対象は、次の各号とする。

- (1) 体協の役員及び評議員を永年勤続し、体協の発展に功労のあった者
- (2) 体協に加盟している団体（以下「加盟団体」という。）の役員を永年勤続し、体育・スポーツの
振興に尽力し、その功績が顕著な者
- (3) 体協の事業に常に積極的に参加協力し、他の団体の模範となる顕著な功績があった加盟団体
- (4) 組織的に体育・スポーツ活動を実施し、その活動が組織内にとどまらず、広く区民の健康・体
力づくりに寄与している加盟団体傘下の団体
- (5) 体協の発展及び運営に顕著な功績のあった者
- (6) 足立区を代表し、東京都以上の規模の大会において、優秀な成績を収めた区民（足立区に住民
登録を有する者）及び加盟団体に所属する者

ただし、予選会を経て出場する大会については最終成績が確定した時点で顕彰の対象とするも
のとする。

- (7) その他体協会長（以下「会長」という。）が特に認めた者

(基準日及び受賞資格)

第3条 顕彰の基準日は、毎年体育の日とする。

2 前条第1号から第4号及び第6号の区民以外の顕彰対象となる者は、基準日現在において当該加盟
団体の役員に在任又は当該団体に在籍しているものとする。ただし、前条第1号及び第2号の場合、
前年度の基準日以降、当該年度の基準日前に任期満了等により円満退任した者については、顕彰対象
とすることができる。

(対象期間)

第4条 第2条第5号から第7号までの顕彰対象期間は、原則として前年7月1日から当該年の6月3
0日までとする。ただし、第6号については、その成績により当該年の8月31日までに終了する上
位大会に出場することとなった場合は、当該上位大会の最終日まで対象期間を延ばすことができる。

(期間等の計算)

第5条 期間等の計算は、各々、次の各号の起算日から基準日前日又は退任した日までの期間を計算す
るものとする。

- (1) 第2条第1号については、当該個人が体協の役員及び評議員に就任した日
- (2) 第2条第2号については、当該個人が加盟団体の役員に就任した日

この場合、当該加盟団体が体協に加盟する以前まで遡ることができる。

- (3) 第2条第3号については、当該団体が体協に加盟した日
- (4) 第2条第4号については、当該団体が加盟団体に加盟した日

この場合、当該加盟団体が体協に加盟する以前まで遡ることができる。

(顕 彰)

第6条 顕彰は、受賞者に賞状(表彰状・楯等若しくは感謝状)を授与し、記念品を贈呈することができる。

(顕彰式)

第7条 顕彰式は、区民体育大会総合開会式において行う。ただし、会長が必要と認めるときは、随時行うことができる。

(推 薦)

第8条 第2条の規定に該当すると認められるものがあるときは、別に定める推薦書により、次の者が会長に推薦するものとする。

- (1) 第2条第1号、第3号、第5号及び第6号のうち区民並びに第7号に該当するものは、体協専務理事
- (2) 第2条第2号及び第4号並びに第6号に該当するものは、加盟団体の長

(審査委員会の設置)

第9条 被顕彰者等を決定するため、顕彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、専務理事及び運営部会の各部長及び副部長並びに足立区のスポーツ振興を担当する課長で構成する。

(委員会の運営)

第10条 委員会の委員長は、専務理事が務め委員会を統括し、代表する。

2 委員長に事故あるときは、委員長が指名する者がその職を代行する。

3 委員会は、委員長が招集し、議長の任に当たる。

(報 告)

第11条 委員長は、審査の結果を執行役員会に報告するものとする。

(委 任)

第12条 第4条ただし書きに該当する大会で審査委員会終了後に開催されるものの審査については、委員長に委任する。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は執行役員会が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人足立区体育協会の設立登記の平成23年4月1日から施行する。